

## 「環境基本計画」の中間見直し

### ■計画の概要

東近江市環境基本条例に基づき、「良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画」として、市民、事業者及び市がそれぞれの立場で良好な環境を確保し、市民の健康で文化的な生活を確保していくため平成29(2017)年3月に第2次環境基本計画を策定しました。東近江市の自然資本や人工資本、人的資本、社会関係資本、文化資本を地域資源として守り有効活用することを基本に置き、市民、事業者、行政が協働し取組を推進しています。

現行の第2次東近江市環境基本計画は、環境問題や社会問題の急激な変化に応じ見直しを行うこと、策定から5年後に中間見直しをすることとしています

### ■計画の期間

平成29(2017)年度から令和7(2025)年度までの9年間

### ■社会情勢の変化

昨年10月に国が2050年に脱炭素社会を実現する（カーボンニュートラル）ことを宣言し、令和3(2021)年4月には二酸化炭素排出量を2030年度に2013年度比46%減とする方針を国内外に示しました。この方針を受けて、各省庁が具体的な施策を検討、予算化を進めています。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、生活様式にも変化がみられてきています。

### ■見直しの考え方

本市の現行計画では、二酸化炭素排出量の2030年に2013年度比58%が目標値とされており、国の目標46%を上回ることや、2050年脱炭素社会に向け『脱炭素ロードマップ』（令和3年6月 国・地方脱炭素実現会議）で示される施策の方向性からかけ離れたものでないことから、構成や大きな改定は行わず、次回改定時での検討とします。

これまでの取組（平成29年度から令和2年度）の検証等を踏まえて、より積極的に推進することとしている重点プロジェクトの課題への修正と、国等から発信されている新たな環境政策で市として取り組むべきものについて反映し見直すこととします。

### ■見直しの進め方

- 10月20日 第1回環境審議会にて諮問、見直し骨子素案を審議
- 12月頃 見直し素案の送付、意見照会
- 1月中旬 第2回環境審議会にて見直し素案への意見を審議、答申
- 2月～3月 答申を受け、最終案を策定し公表

## 第2次環境基本計画 中間見直し 骨子素案

基本目標	重点プロジェクト	重点施策	課題	
1 地域資源の活用	再生可能エネルギー普及プロジェクト	小規模地域分散型のバイオマス熱供給システムの構築	広葉樹林の保育の取組の在り方 針葉樹の間伐材利用促進	
		市民によりBDF、太陽光発電・熱、小水力発電の普及	再生可能エネルギー(太陽光発電以外)の更なるの普及促進 再生可能エネルギーと地域経済をつなぐ仕組みの意義の普及	
	新たな木の産業創出プロジェクト	家具をはじめとする商品開発と産業化	木材の生産、加工、流通、販売の担い手の確保	
	エコケアライフへの転換プロジェクト	食・エネルギー・ケアの自給圏づくりの推進		
		集いの場によるエネルギーシェアの普及		コロナ禍で集いの場の開催が減少 集いの場のエネルギーシェアの意義の普及
		資源ごみ回収、家庭ごみ分別によるリサイクル及びリデュースの促進		リデュースの促進を重視し、市民の意識変化
2 地域資源の見直し、保全・再生	森おこしプロジェクト	100年の森おこしビジョンの作成		
		森林整備の合意形成の推進		
	生物多様性の保全・再生プロジェクト	生物多様性を身近に感じるスポット調査及び拠点整備	生物多様性の視点での基礎調査や保全活動 市民の生物多様性に対する意識を高揚	
		鳥獣害対策の推進	緩衝帯整備後の維持管理の在り方の検討	
	森里川湖のつながり保全・再生プロジェクト	森里川湖エコツーリズムの推進	エコツーリズムで活用する地域資源の保全の取組の普及	
愛知川の復活				
3 地域資源をつなぐ仕組みづくり	つなぐ場づくりプロジェクト	東近江市環境円卓会議と東近江三方よし基金の連携		
	人材育成プロジェクト	幼保小中高向け森里川湖のつながり継承と拠点整備	中学、高校、大学生と継続した取組	
全体を通して			取組の普及、取組団体を増やし充実国の新たな環境政策を市として取り組むべきものを反映。 計画完了時には、専門家の支援を受けて評価軸の達成状況を試算が必要。	